

# 大分県報

令和五年  
第四〇七号  
五月九日

（火曜日）

## 目次

規則  
大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則の一部改正……………一

告示  
公有水面埋立ての承認……………一

都市計画事業の事業計画の変更認可……………一

ハーモニーパークの利用に係る使用料の徴収事務の委託……………二

大洲総合運動公園及び大分県立フェンシング場の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………二

大分スポーツ公園及び大分県立武道スポーツセンターの利用に係る使用料の徴収事務の委託……………三

## 規則

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第三十六号

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則の一部を改正する規則

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則（令和二年大分県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「第三条第六項の規定により地方公共団体情報システム機構が発行する同条第一項」を「第三条第一項」に改める。

附則

この規則は、令和五年五月十一日から施行する。

## 告示

大分県告示二百二十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

令和五年五月九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 承認の年月日

令和五年四月二十七日

二 出願人の住所及び氏名

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号

国土交通省九州地方整備局

代表者 国土交通省九州地方整備局長 藤 卷 浩 之

三 埋立ての区域

1 位置

国東市安岐町下原字大海田十三の二番地の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、一の地点と二の地点を結ぶ令和四年の秋分の満潮位（プラス二・八〇メートル）における公有水面と既設護岸との境界線、二の地点から六の地点までを順次に結んだ線及び一の地点と六の地点を結んだ線により囲まれた区域

一の地点 国東市安岐町下原一五七番地の国土地理院野村三等三角点（北緯三三度二七分五九秒五四七六、東経一三一度四二分五六秒四六一二）から九四度四五分一

六秒一、九二六・四七メートルの地点

二の地点 一の地点から九〇度〇一分一〇秒一二三・四四メートルの地点

三の地点 二の地点から二二一度三四分一六秒九・七五メートルの地点

四の地点 三の地点から一八〇度〇分〇秒四一・六〇メートルの地点

五の地点 四の地点から二七〇度〇分〇秒一一三・二〇メートルの地点

六の地点 五の地点から〇度〇分〇秒四一・六〇メートルの地点

3 面積

五、六九五・七〇平方メートル

四 埋立てに関する工事の施工区域

令和五年五月九日

大分県報（規則・告示）

一

1 位置

国東市安岐町下原字大海田十三の二番地の地内及び地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とエの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 国東市安岐町下原一五七番地の国土地理院野村三等三角点(北緯三三度二七分五九秒五四七六、東経一三二度四二分五六秒四六一二)から九四度五六分一九秒一、七三七・九一メートルの地点

イの地点 アの地点から九〇度〇〇分〇〇秒五二五・二五メートルの地点

ウの地点 イの地点から一八〇度〇〇分〇〇秒二五八・五四メートルの地点

エの地点 ウの地点から二七〇度〇〇分〇〇秒五二五・二五メートルの地点

3 面積

一三五、八〇一・五四平方メートル

五 埋立地の用途

空港用地

大分県告示第二百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和五年五月九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 施行者の名称

佐伯市

二 都市計画事業の種類及び名称

佐伯都市計画道路事業

三・六・十四号 馬場常盤線

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

令和三年大分県告示第三百一号の事業地のうち佐伯市白坪、蟹田及び常盤西町地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

令和三年大分県告示第三百一号の事業地のうち佐伯市白坪、蟹田及び常盤西町地内において事業地を変更する。

大分県告示第二百二十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおりハーモニーパークの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和五年五月九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 受託者の住所及び名称

東京都多摩市落合一丁目三十一番地

株式会社サンリオエンターテイメント

代表取締役社長 小 卷 亜 矢

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

大分県告示第二百二十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大洲総合運動公園及び大分県立フェンスシング場の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和五年五月九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 受託者の住所及び名称

大分市青葉町一番地

ファビルス・プランニング大分共同事業体

代表者

福岡市博多区博多駅前一丁目一一

株式会社ファビルス

代表取締役 野 田 太

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

大分県告示第二百二十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分スポーツ公園及び大分県立武道スポーツセンターの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和五年五月九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 受託者の住所及び名称

大分市東春日町一番八号

株式会社大宣

代表取締役社長 朝倉 弘美

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

令和五年五月九日

大分県報（告示）

三